

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンローン・フレームワーク評価結果を公表します。

株式会社エンバイオ・ホールディングス

グリーンローン・フレームワーク

新規

総合評価

Green 1(F)

グリーン性評価
(資金用途)

g1(F)

管理・運営・
透明性評価

m1(F)

借入人

株式会社エンバイオ・ホールディングス（証券コード：6092）

評価対象

株式会社エンバイオ・ホールディングス
グリーンローン・フレームワーク

評価の概要

▶▶▶1. 株式会社エンバイオ・ホールディングスの概要

株式会社エンバイオ・ホールディングスは、1999年6月に環境分野の研究開発会社である株式会社エンバイオテック・ラボラトリーズとして設立され、土壌汚染対策事業を主業とする会社として2010年に現商号に変更している。

有害物質で汚染された土地の調査及び浄化を行う土壌汚染対策事業、土壌汚染が存在する、又は存在すると強く疑われる土地の売買・有効活用を促進するブラウンフィールド事業、太陽光発電・バイオマス発電を中心とした開発・運営を行う自然エネルギー事業の3つの事業を国内を中心に展開している。

▶▶▶2. エンバイオ・ホールディングスの ESG 経営及び脱炭素に向けた取り組み

エンバイオ・ホールディングスは、自社の展開している3つの事業である「土壌汚染対策事業」、「ブラウンフィールド活用事業」及び「自然エネルギー事業」全てがそれぞれ環境負荷の低減に寄

与することを認識した上で、「地球環境を真剣に考え、これを本業としてサステナビリティに取り組む」ことを目指している。「『かんきょうもんだい』を知らない社会を作る」を信念としているが、背景には、自社の成長することが地球環境の改善につながりうることを考え、自社の成長を目指すことで、次世代によりよい地球環境を残したいという思いがある。

エンバイオ・ホールディングスでは上述のように、事業全体が多面的に環境問題の解決に資すると考えている点から、取締役会をはじめとした社内合議体によりサステナビリティに関する議論及び情報共有は行われているが、サステナビリティの専門部署、専門的に討議をする委員会等の機能は現在有していない。プロジェクトの推進にあたり、エンバイオ・ホールディングスでは外部の専門的な知見を活用してリスクの精査、適切な業務推進に努めている。

▶▶▶3. グリーンローン・フレームワークについて

一般の評価対象は、エンバイオ・ホールディングスがグリーンローンにより調達する資金を、環境改善効果を有する用途に限定するために定めたグリーンローン・フレームワーク（本フレームワーク）である。JCRでは、本フレームワークが「グリーンローン原則¹」及び「グリーンローンガイドライン²」に適合しているか否かの評価を行う。これらは原則またはガイドラインであって法的な裏付けを持つ規制ではないが、現時点において国内外の統一された基準として当該原則及びガイドラインを参照してJCRでは評価を行う。

エンバイオ・ホールディングスは本フレームワークにおける資金使途を、物流施設の屋根等に設置する太陽光発電設備の設置・運営・改修等としている。適格プロジェクトの実施に際しては、環境や社会に対する負の影響を考慮し、適切な対応を行うことが定められている。以上より、JCRは本フレームワークにおける資金使途について、環境改善効果が期待されるものであると評価している。

資金使途の対象となるプロジェクトの選定プロセスについて、経営陣が関与するよう適切に定めているほか、資金管理についても適切な管理を行い、内部・外部監査等を通じた統制が働いている。

レポート体制としては、資金充当状況及び環境改善効果に関する項目を適切に定め、ウェブサイトで開示することとしている。以上より、JCRはエンバイオ・ホールディングスにおける管理運営体制が確立されており、透明性を有すると評価している。

この結果、本フレームワークについて、JCRグリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」を“g1(F)」、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCRグリーンローン・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。また、本フレームワークは「グリーンローン原則」及び「グリーンローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしているとJCRは評価している。

¹ Loan Market Association (LMA)、Asia Pacific Loan Market Association(APLMA)、Loan Syndications and Trading Association (LSTA) "Green Loan Principles 2023"

<https://www.lsta.org/content/green-loan-principles/>

² 環境省 「グリーンローンガイドライン 2024年版」
<https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf>

目次

■評価フェーズ1：グリーン性評価

I. 調達資金の使途

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

1. プロジェクトの環境改善効果について
2. 資金使途のグリーンローン原則等への準拠及び意義
3. 環境・社会に対する負の影響について
4. SDGs との整合性について

■評価フェーズ2：管理・運営・透明性評価

I. 資金使途の選定基準とそのプロセス

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

1. 目標
2. 選定基準
3. プロセス

II. 調達資金の管理

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

III. レポーティング

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

IV. 組織のサステナビリティへの取り組み

【評価の視点】

【評価対象の現状と JCR の評価】

■評価フェーズ3：評価結果（結論）

I. 調達資金の使途

【評価の視点】

本項では、最初に、調達資金が明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されているかを確認する。次に、資金使途において環境・社会への負の影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署または外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。最後に、持続可能な開発目標（SDGs）との整合性を確認する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

エンバイオ・ホールディングスが本フレームワークで資金使途とした太陽光発電に関する事業は、再生可能エネルギーの拡大を通じたカーボンニュートラルを達成するための重要な施策であり、環境改善効果が期待される。

資金使途にかかる本フレームワーク

2-1. 充当予定のプロジェクト

グリーンローンで調達された資金は、当社もしくは当社子会社を通じて以下の適格クライテリアに該当するプロジェクトに対する新規ファイナンスまたはリファイナンスとして、新規または既存の投資に充当される予定です。なお、既存の投資に充当する場合は、グリーンローンによる資金調達から遡って 36 か月以内に開始、または、環境性能が確認されたプロジェクトとします。

【適格クライテリア】

事業区分：再生可能エネルギー

資金使途：屋根置き太陽光発電設備の設置、運営、改修に関する費用

野立て太陽光発電設備の設置、運営、改修に関する費用

【本フレームワークに対する JCR の評価】

1. プロジェクトの環境改善効果について

本フレームワークにおける資金使途は、エンバイオ・ホールディングスもしくは同社の子会社の所有する太陽光発電設備に対する設置、運営及び改修費用である。対象となるプロジェクトは太陽光発電設備であるため、CO₂削減効果があるものとして環境改善効果を有すると JCR は評価している。

エンバイオ・ホールディングスは、3つの主要事業の一つとして再生可能エネルギー発電設備を取り扱う自然エネルギー事業を進めている。有害物質で汚染された不動産の有効活用方法の一つとして、当該不動産に太陽光発電設備の設置を検討したことがきっかけで自然エネルギー事業を開始しており、2024年3月末時点の太陽光発電設備の開発・投資実績は51件、発電容量として49.5MWとなっている。

屋根置き太陽光発電設備の例として、エンバイオ・ホールディングスは物流施設の屋上、公立小中学校等の屋上に設置される太陽光発電設備がある。エンバイオ・ホールディングスは2015年に株式会社シーアールイーと資本業務提携を行っており、シーアールイーが開発した物流施設に設置された太陽光発電設備を子会社を通じて保有する実績を重ねている。当該太陽光発電設備により作られた電力は、設置されている物流施設の所有者に提供されており、オンサイト PPA により電源の分散化にも貢献している。

野立ての太陽光発電設備として、エンバイオ・ホールディングスでは有害物質により汚染された不動産の活用の一環としての太陽光発電の設置を対象となりうるプロジェクトとして想定している。エンバイオ・ホールディングスの自然エネルギー事業は汚染された不動産を生かすために太陽光発電設備を設置したことを端緒としており、今後も同社は土壌汚染の確認された不動産に対するソリューションの一つとして太陽光発電設備の設置を進めていくこととしている。

2. 資金使途のグリーンローン原則等への準拠及び意義

資金使途は、「グリーンローン原則」における「再生可能エネルギー」及び「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「再生可能エネルギーに関する事業」に該当する。

太陽光発電は太陽光をエネルギー源とすることで化石燃料を代替し、温室効果ガス（GHG）削減効果を有するクリーンなエネルギーであり、化石燃料等の限りある資源に依存しない。このため、2021年10月に閣議決定された第6次エネルギー基本計画でも重要な役割を期待されている。同計画によると、2050年の「カーボンニュートラル宣言」、2030年度のCO₂排出量46%削減、更に50%の高みを目指して挑戦を続ける新たな削減目標の実現に向け、再生可能エネルギーの分野においては、安定供給の確保やエネルギーコストの低減（S+3E）を大前提に、再エネの主力電源化を徹底し、再エネに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促すとしている。同計画において、再生可能エネルギーは2030年度の主力電源として位置付けられており、再生可能エネルギーの中で太陽光発電は最も大きな発電割合を占めている。

		(2019年 ⇒ 現行目標)	2030年ミックス (野心的な見通し)
省エネ		(1,655万kl ⇒ 5,030万kl)	6,200万kl
最終エネルギー消費 (省エネ前)		(35,000万kl ⇒ 37,700万kl)	35,000万kl
電源構成 発電電力量: 10,650億kWh ⇒ 約9,340 億kWh程度	再エネ	(18% ⇒ 22~24%)	36~38%* ※現在取り組んでいる再生可能エネルギーの研究開発の 成果の活用・実装が進んだ場合には、38%以上の高み を目指す。
	水素・アンモニア	(0% ⇒ 0%)	1% (再エネの内訳)
	原子力	(6% ⇒ 20~22%)	20~22% 太陽光 14~16%
	LNG	(37% ⇒ 27%)	20% 風力 5%
	石炭	(32% ⇒ 26%)	19% 地熱 1%
	石油等	(7% ⇒ 3%)	2% 水力 11%
		太陽光 6.7% ⇒ 7.0%	
		風力 0.7% ⇒ 1.7%	
		地熱 0.3% ⇒ 1.0~1.1%	
		水力 7.8% ⇒ 8.8~9.2%	
		バイオマス 2.6% ⇒ 3.7~4.6%	

図 1：第 6 次エネルギー基本計画 概要

既に再生可能エネルギーの発電量（水力、太陽光、風力、地熱、バイオマス）は、2022 年度時点で全体の発電量の約 21.7%、そのうち 9.2%が太陽光発電設備によって賄われており、水力の発電量を上回る大きな比率を占めている³。また、太陽光発電は国土面積当たりの設備導入容量が世界一、世界第 3 位の累積導入量となっている⁴。これらのことから、太陽光発電は、日本の 2050 年カーボンニュートラル、パリ協定が目指す脱炭素社会の構築に向けて、すでに主力の電源の一つとなっている。

電力広域的運営推進機関（OCCTO）が 2024 年 1 月に公表した全国及び供給区域ごとの需要想定（2024 年度）によると、テレワークの実施率低下等による在宅需要の減少や節電・省エネ影響などによって減少してきた国内の電力需要は、2024 年度以降、データセンターや半導体工場の新規建設や増設に伴い、増加に転じるという見通しが示された⁵。現在の第 6 次エネルギー基本計画や電力システム改革において想定されていなかった状況の変化であり、太陽光発電を含め、ますますの脱炭素電源の導入が求められる。

以上より、本スキームにおいて資金使途となっている太陽光発電は国内における政策課題の上でも重要であると JCR では評価している。

3. 環境・社会に対する負の影響について

エンバイオ・ホールディングスは、本フレームワークの資金使途における環境・社会に対して及ぼしうる負の影響として、工事における騒音・振動及び地域住民や環境に対する悪影響等を想定している。当該影響に対し、エンバイオ・ホールディングスでは、関連する法令の遵守、設置工事時における防音対策をはじめ周囲への十分な配慮を前提に事業を進めることとしている。なお、野立ての太陽光発電設備の場合においては、特に開発時においてハザードリスクを含め周辺に対してもたらしうる影響を事前に評価し、リスクとなりうる点について認識し手当てすると定めている。ま

³ 経済産業省、2022 年度エネルギー需給実績（速報）、2023 年 11 月 29 日
<https://www.meti.go.jp/press/2023/11/20231129003/20231129003.html>

⁴ IEA, 2023, Snapshot of Global PV Markets 2023

⁵ OCCTO、2024 年 1 月 24 日、全国及び供給区域ごとの需要想定（2024 年度）
https://www.occto.or.jp/juyousoutei/2023/files/240124_juyousoutei.pdf

た、汚染地の活用における太陽光発電設備の開発に際しては、土壤汚染対策法などの法令諸規則に則り、適切に工事・処置を実施することを企図している。

以上より、JCR は本フレームワークで定める適格プロジェクトについて、環境・社会に対する負の影響が考慮され、適切な対応が行われていると評価している。

4. SDGs との整合性について

ICMA の SDGs マッピングを参考にしつつ、JCR では、以下の SDGs の目標及びターゲットに貢献すると評価した。

 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>目標 3：すべての人に健康と福祉を</p> <hr/> <p>ターゲット 3.9 2030 年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質および土壌の汚染による死亡および疾病の件数を大幅に減少させる。</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p> <hr/> <p>ターゲット 7.2. 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>目標 8：働きがいも経済成長も</p> <hr/> <p>ターゲット 8.4 2030 年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>目標 9：産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <hr/> <p>ターゲット 9.1. すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。</p>
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>目標 12：つくる責任、つかう責任</p> <hr/> <p>ターゲット 12.4. 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>目標 13：気候変動に具体的な対策を</p> <hr/> <p>ターゲット 13.1. すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。</p>

I. 資金使途の選定基準とそのプロセス
【評価の視点】

本項では、本評価対象を通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性及び一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRは本フレームワークにおける目標、グリーンプロジェクトの選定基準、プロセスについて、経営陣が適切に関与しており、透明性も担保されていると判断している。

1. 目標

当社グループは、「環境問題に技術と知恵で立ち向かう」というパーパスに基づき、「環境問題の解決と健やかな環境づくりを推進し、持続可能な社会の構築に貢献する」というビジョンを掲げて、環境保全に役立つサービスや製品の提供をミッションとしており、主要な 3 事業と関連付ける形で重要課題（マテリアリティ）を特定したうえで、社会的課題の解決に向けた事業運営を行っている。

エンバイオ・ホールディングス 重要課題⁶

1. 安心・安全な国土利用への貢献（土壌汚染対策事業）
2. 循環型社会の実現への貢献（ブラウンフィールド事業、自然エネルギー事業）
3. 脱炭素社会の実現への貢献（自然エネルギー事業）
4. 環境問題解決で国際社会への貢献（土壌汚染対策事業、自然エネルギー事業）

エンバイオ・ホールディングスは、自社の主要な事業全てが環境問題への解決に資すると認識した上で、資金使途の対象と関連する自然エネルギー事業においては特に、「循環型社会の実現への貢献」及び「脱炭素社会実現への貢献」の重要課題の解決に資するものとして事業を推進している。

さらに、エンバイオ・ホールディングスは、各重要課題に紐づく数値目標を掲げ実現に向けて取り組んでいる。「脱炭素社会の実現への貢献」に関し、エンバイオ・ホールディングスでは再生可能エネルギー事業における国内外の発電所を 2027 年 3 月までに 100MW とすることを目標として掲げている。

エンバイオ・ホールディングスが本フレームワークを参照しグリーンローンを調達することにより、再生可能エネルギーの開発・運用が拡大し、重要課題の貢献及び目標の達成が期待できる。こ

⁶ 出典：エンバイオ・ホールディングス 2024 年 3 月期有価証券報告書

れより、エンバイオ・ホールディングスによるグリーンローンの実行は、エンバイオ・ホールディングスの掲げている目標と整合的であると JCR は評価している。

2. 選定基準

本フレームワークにおける適格クライテリアは、本レポートの評価フェーズ 1 で記載の通りである。JCR はプロジェクトの選定基準が適切であると評価している。

3. プロセス

プロセスにかかる本フレームワーク

3-2. 評価および選定プロセス

適格プロジェクトは、事業部門である当社自然エネルギー事業部および当社グループ内の関連部署が連携のうえ、適格クライテリアに基づいてプロジェクトの候補を選定し、取締役会の決議を経て承認されます。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

資金使途の対象となるプロジェクトは、専門部署の担当者によって適格クライテリアへの適合を確認された上で選定される。当該プロジェクトを資金使途としてグリーンローンを実行する際には、エンバイオ・ホールディングスの財務部が起案し、取締役会の承認によって決定される。なお、資金使途の対象の主たるプロジェクトである屋根置き太陽光発電設備はエンバイオ・ホールディングスの子会社が保有し、管理・運営を行うことが一般的であり、この場合には主にエンバイオ・ホールディングスが資金調達を行い転貸することが想定されている。

エンバイオ・ホールディングスのグリーンローンに関する目標、選定基準及びプロセスについては本評価レポートにて開示される。また、グリーンローンの実行に当たっては、対象プロジェクトとその環境改善効果に関する説明を貸付人に対して事前に行うとともに、金銭消費貸借契約書等で対象プロジェクトを規定する予定であることを、JCR は確認している。以上より、資金使途の選定基準とそのプロセスに係る貸付人に対する透明性は確保されていると考えられる。

II. 調達資金の管理

【評価の視点】

調達資金の管理方法は、資金調達者によって多種多様であることが通常想定される。本評価対象に基づき調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、本評価対象により調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか否か、加えて未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、エンバイオ・ホールディングスの資金管理体制が適切に構築されており、調達資金の管理方法については本評価レポートにおいて開示されることから、透明性が高いと評価している。

資金管理にかかる本フレームワーク

4-1. 資金充当の管理

本借入金による調達資金は工事進捗に応じて払い出される予定であり、グリーンローン実行から速やかに全額充当される予定です。全額が充当されるまで、当社管理本部が会計システムを通じて四半期毎に充当状況を管理します。未充当資金がある場合には、現金または現金同等物にて管理します。

また、適格プロジェクトへの充当時期の遅れ以外の理由により未充当金が発生することが明らかになった場合、および資金充当完了後も資金使途の対象であるプロジェクトに当初の想定と異なる事象の発生や売却が生じた場合、当該事象および未充当資金の発生状況に関し、本借入金の返済も含め、貸付人と協議します。

4-2. 入出金および記録媒体の管理

事業実施主体であるグループ各社の経理担当部は、四半期毎に会計システムにより充当状況の確認を実施します。また、月次で会計システムにより入出金状況の確認を行います。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

グリーンローンで調達した資金は、エンバイオ・ホールディングスもしくはエンバイオ・ホールディングスの子会社により、調達後速やかに対象となるプロジェクトに係る設置等のために充当されることが予定されている。調達資金の全額が充当されるまでの間は、現金または現金同等物にて管理される。全額充当後においても、グリーンローンが返済するまでに資金使途の対象となる資産が売却または毀損等により、資金使途の対象から外れる場合、エンバイオ・ホールディングスは発生した状況を踏まえ、貸付人と対応を協議することとしている。

調達資金の資金管理については、内部監査及び外部監査の対象となっている。調達資金とその充当状況については電子ファイルを用いて管理される。グリーンローンに関する文書類はグリーンローンの返済及び法令に基づいた保存期間まで保存されることを JCR は確認している。

以上より、JCR では、エンバイオ・ホールディングスの資金管理体制が適切に構築されていることを確認している。また、調達資金の管理方法については本評価レポートにおいて開示されることから、透明性が高いと評価している。

III. レポートニング

【評価の視点】

本項では、本評価対象に基づく資金調達前後での投資家等への開示体制が、詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを評価する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、エンバイオ・ホールディングスのレポートニングについて、資金の充当状況及び環境改善効果の両方について、投資家等に対して適切に開示される計画であると評価している。

レポートニングにかかる本フレームワーク

5-1. 資金充当状況

本調達資金に係る貸付人との契約の締結から資金充当完了までの間、以下の事項について、当社ウェブサイト等にて年次で開示します。

- (1) 未充当資金の額または割合、充当予定時期、運用方法
- (2) 調達資金を充当したグリーンプロジェクトのリスト
- (3) 各グリーンプロジェクトの概要（進捗状況を含む）
- (4) 各グリーンプロジェクトに充当した資金の額

なお、充当完了後、資金充当状況に重大な変化があった場合には、適時に開示します。

5-2. 環境改善効果

本借入金による資金調達から完済までの間、以下の事項について、当社ウェブサイト等にて年次で開示します。

- (1) 資金充当したプロジェクトの一覧
- (2) 年間発電量
- (3) 年間 CO₂ 削減量（発電を開始したプロジェクトの年間発電量にそれぞれの CO₂ 排出係数を乗じて算出された値の合計値）

【本フレームワークに対する JCR の評価】

資金の充当状況に係るレポートニング

エンバイオ・ホールディングスは、グリーンローンにより調達した資金の充当状況について、本フレームワークに定める内容を資金充当完了までの間、年次でウェブサイト上で開示する予定である。また、調達資金の全額が充当された後に大きな資金状況の変化が生じた場合は、当該変化の状況に応じ、ウェブサイト及び/又は貸付人に対して開示することを予定している。

環境改善効果に係るレポートニング

エンバイオ・ホールディングスは、グリーン適格事業の環境改善効果に関するレポートニングとして、本フレームワークに定める内容を資金充当完了までの間、年次でウェブサイト上で開示する予定である。これらの開示項目には、定量的指標である年間発電量及び年間 CO₂ 削減量が含まれており、明確に環境改善効果が確認できることとなっている。以上より、JCR では、エンバイオ・ホールディングスによるレポートニング体制が適切であると評価している。

IV. 組織のサステナビリティへの取り組み

【評価の視点】

本項では、資金調達者の経営陣がサステナビリティに関する問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、サステナビリティに関する分野を専門的に扱う部署の設置または外部機関との連携によって、サステナブルファイナンス実行方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか、等を評価する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、エンバイオ・ホールディングスがサステナビリティに関する問題を経営の重要課題と位置付けている点、専門家の知見を取り入れつつ、実務・経営の観点から取り組みを行っている点について評価している。

エンバイオ・ホールディングスは、自社の展開している3つの事業である「土壌汚染対策事業」、「ブラウンフィールド活用事業」及び「自然エネルギー事業」全てがそれぞれ環境負荷の低減に寄与することを認識した上で、「地球環境を真剣に考え、これを本業としてサステナビリティに取り組む」ことを目指している。「『かんきょうもんだい』を知らない社会を作る」を信念としているが、背景には、自社の成長が地球環境の改善につながりうることを考え、自社の成長を目指すことで、次世代によりよい地球環境を残したいという思いがある。

土壌汚染対策として、汚染された土を掘り出してきれいな土と入れ替える高コストな工法が多い中、エンバイオ・ホールディングスでは掘らずに薬剤等で汚染を浄化する環境負荷の低い「原位置浄化」を提唱している。ブラウンフィールド事業では、有害物質に汚染された不動産の、人への暴露契機をリスクと捉え、暴露しない土壌汚染は敷地内で管理することを前提とした、土地の用途と周辺環境に即した安全で合理的な土壌汚染対策を提供している。土壌汚染対策法の制定以前より培った技術力により、汚染土壌に対し環境面、コスト面の負荷の低減を考慮した対応を提案している。土壌汚染対策に係る事業及び再生可能エネルギーの開発に係る事業は、日本のみならず海外にも展開している。土壌汚染対策については主として法整備の進んだ中国においてサービスを展開しており、再生可能エネルギーに関しては、ヨルダン、ドバイ（太陽光発電設備）及びトルコにて複数のプロジェクトが稼働し、かつ新規案件も進められている。

エンバイオ・ホールディングスでは上述のように、事業全体が多面的に環境問題の解決に資すると考えている点から、取締役会をはじめとした社内合議体によりサステナビリティに関する議論及び情報共有は行われているが、サステナビリティの専門部署、専門的に討議をする委員会等の機能は現在有していない。プロジェクトの推進にあたり、エンバイオ・ホールディングスでは外部の専門的な知見を活用してリスクの精査、適切な業務推進に努めている。

以上より、JCRは、エンバイオ・ホールディングスがサステナビリティに関する問題を経営の重要課題と位置付けている点、専門家の知見を取り入れつつ、実務・経営の観点から取り組みを行っている点について評価している。

評価フェーズ 3: 評価結果 (結論)

Green 1(F)

本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき「グリーン性評価 (資金使途)」を“g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とした。この結果、「JCR グリーンローン・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。本フレームワークは、「グリーンローン原則」及び「グリーンローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性評価	g1(F)	Green 1(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g2(F)	Green 2(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g3(F)	Green 3(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外
	g4(F)	Green 4(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外
	g5(F)	Green 5(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 菊池 理恵子・日野 響

本評価に関する重要な説明

1. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、グリーンファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券又は借入等の資金使途の具体的な環境改善効果及び管理・運営体制・透明性評価等を行うものではなく、当該フレームワークに基づく個別債券又は個別借入につきグリーンファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、当該フレームワークに基づき実施された個別債券又は借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体及び/又は借入人（以下、発行体と借入人を総称して「資金調達者」という）、又は資金調達者の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。なお、投資法人等で資産がすべてグリーンプロジェクトに該当する場合に限り、グリーンエクイティについても評価対象に含むことがあります。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、資金調達者及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であると問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であることを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部又は全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価：グリーンファイナンス・フレームワークに基づき調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green 1(F)、Green 2(F)、Green 3(F)、Green 4(F)、Green 5(F) の評価記号を用いて表示されます。

■サステナビリティファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンファイナンス外部レビュー者登録
- ・ICMA（国際資本市場協会）に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・UNEP FI ポジティブ・インパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier（気候債イニシアティブ認定検証機関）

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル